

基本目標②：福祉・生活

施策3：障がい者・児福祉の充実

施策目標

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制を整え、誰もがともに地域で自分らしくいきいきと暮らしています。

現状・課題

近年、障がい相談件数は増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しつつあります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい特性や多様化するニーズに合わせたきめ細かな障がい福祉サービスを提供することが求められています。関係課や関係機関等との連携をさらに強化し、相談員の確保や専門性の向上により、相談支援体制を充実させる必要があります。

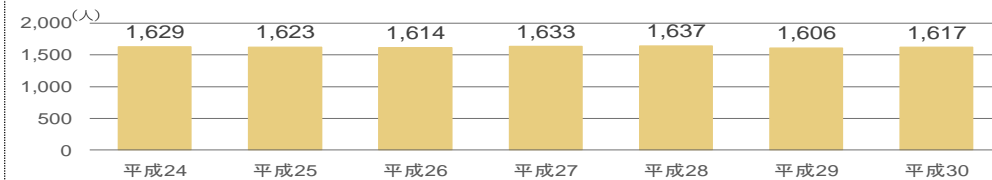
障がいのある人が、地域において自分らしくいきいきと暮らすためには、障がい者理解を進めるとともに、本人による意思を尊重し、個別支援を充実させる必要があります。

就労支援については、福祉事業所から一般就労への移行、そして、就労定着への支援などが求められています。障がいの特性にかかわらず、創作活動や軽スポーツ等を通して本人の力を高める取り組みを継続的に実施することが必要です。

障がい児支援に対しても1人ひとりの障がい特性、発達状況に応じた福祉サービスが必要です。乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、相談支援の整備・強化が求められています。

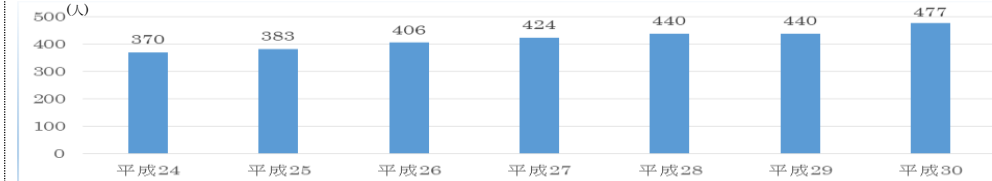
そして、療育による早期からの発達支援を行うことで、早期療育の効果を高めるとともに、親が子の障がい特性を理解出来るよう支援することが必要です。

■身体障害者手帳交付者数



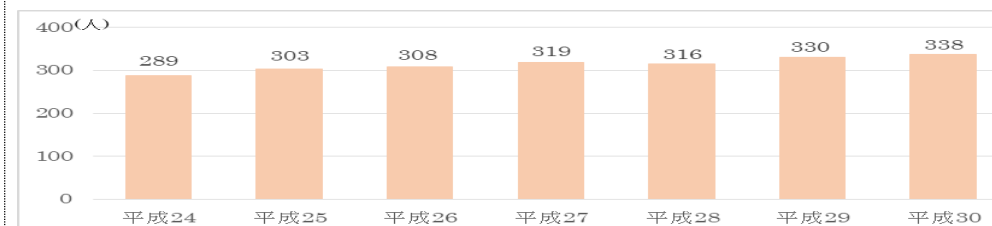
(資料) 野州市統計書
各年度末の人数

■療育手帳交付者数



(資料) 福祉行政報告例
各年度末の人数

■精神障害者手帳交付者数



(資料) 県障害者照会システム
各年度末の人数

取組方針

①障がい者の個別支援の充実
きめ細かな障がい福祉サービスを提供するため、障がい特性や多様化するニーズに合わせた相談支援体制の充実を図るとともに、特性や本人の希望に応じた支援を図ります。

②障がい児の相談支援・療育の充実
障がい児とその家族に対して、乳幼児期・学齢期から成人期につながる一貫した支援を提供するための体制の整備を推進します。

主な取組

地域生活支援拠点の推進、障がい者虐待への対応、意思疎通支援の充実、相談窓口の整備、就労支援の充実、等

相談・療育機能を充実させた野州市発達支援センターの整備、児童発達支援の充実、保護者・支援者向けの相談支援体制の整備、等

指標

指標	現状値	目標値 (5年後)
①市内グループホーム事業所数	5	7
②早期療育通園事業「にここ教室」利用児	68人	75人

(指標のそのものや現状値、目標値等の解説)
②(実利用児数)元年度68人、平成30年度62人、平成29年度60人
施設整備に合わせ、職員の体制を確保し、保護者の理解を得ながら利用児を増やす。

関連する市の計画

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 障がい者基本計画 ■地域福祉計画